

令和4年第4回 総務文教委員会会議録

令和4年6月9日

恵那市議会 議場

開 会： 午前9時57分

委 員 長 中嶋 元則

副委員長 伊藤 勝彦

2番委員 秋山 佳寛、3番委員 平林 多津子、4番委員 柘植 孝彦、5番委員 千藤 安雄

委員長 ; 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから、令和4年第4回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る5月30日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、はじめに小坂市長、御挨拶をお願いします。

市長 ; 皆さん、おはようございます。

本日第4回目となります総務文教委員会どうぞよろしくお願いいたします。

少しだけ近況を申し上げますと、先週の4日土曜日でしたが、瑞浪恵那道路整備促進協議会総会ということで、議員の皆様には多数御参加をいただきまして本当にありがとうございました。

リアルでの総会は3年ぶりということになりましたが、あのような取組をもって、省庁、そして国、いろんな場面にPRをしてまいりたいと思います。

本当にありがとうございました。

そして今週になりまして7日火曜日でしたが、リニア長島トンネルの安全祈願式がいよいよ恵那市でも行われまして、恵那市内でも工事がスタートする運びとなっております。

初めての取組になりますけども、何とかこれを恵那市としても、いい意味での起爆剤にしていきたいと思っておりますし、今週土曜日には中津川の車両基地の起工式も始まるということでございまして、いよいよ本格的にこの地域で工事がスタートするということになろうかと思っております。

それから、昨日でございますが8日、まちづくり懇談会、今シーズンのスタートは串

原でございまして、昨日スタートいたしました。

これから各地域を回らせていただきますが、それぞれ地域でお持ちの課題、それから、早急に解決すべきこと、それから長期的な目線でまちづくりをどうしていくか、こんな議論を深めてまいりたいと思います。

それぞれの地域の皆様にはまたそれぞれの地域ごとに御参加をいただくことになろうかと思いますが、ぜひとも、活発な御意見を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の総務文教委員会も活発に、様々な御意見いただきますようによろしく願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

続きまして、鵜飼議長、御挨拶をお願いします。

議長 ; 皆さん、おはようございます。

第4回の総務文教委員会、早朝から御苦労さんでございます。今、市長からもお話ございましたように、瑞浪恵那道路、そしてリニアのトンネルの着工式そしてリニア駅の着工式と、いろいろなものが、このコロナ後で始まったんじゃないかなという気がします。また地域のほうの会合なんかも、ぼちぼちとこう始まり出して、やっとう、正常に戻りにかかったかなという感覚がこの1週間ぐらいで、特にあるわけです。これからやっぱりどんどんと動いていただいて、本当にコロナ後の経済、そして皆さんの動きを何とか、活発にしていきたいなと思います。子どもたちの修学旅行も始まったと聞いています。本当に日常が戻ってくること、楽しみにしていきたいなと思います。今日は5件の議案でございます。慎重審議のほうよろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、口元にあることを確認してからマイクに向かって、着座にて発言するようにお願いをいたします。

委員長 ; 初めに、「議第36号 恵那市税条例等の一部改正について」を議題といたします。
本件に対する質疑を行います。御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 3 6 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 3 6 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 3 7 号 恵那市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 3 7 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 3 7 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 4 0 号 恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 説明を受けたかもしれませんが、この条文が削除されておりますが、この条文が削除されたことによって、団員が不利益を受けることはないのか、この条文削除は法律のほうで補完されているのか、その辺のところを確認をしたいと思います。

委員長 ; 消防課長。

消防課長 ; お答えします。年金を受ける権利は担保としたり他人譲渡したりすることは、法律で禁止されているものの、例外として、株式会社日本政策金融公庫、及び沖縄振興開発金融公庫から年金受給権を担保にして、一時的な資金需要にこたえるための貸付けを受けることが認められておりまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律と、恵那市消防団員等公務災害補償条例にその旨が記載されていますが、今般の改正は、年金保護の観点から年金担保貸付け事業等の廃止が決定されたことを受けて新規貸付けの受け付け申込みが終了しました。この改正によりまして、現在市内におきましては、不利益を受ける方は、お見えにならない状況であります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第４０号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第４０号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第４１号 財産の取得について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第４１号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第４１号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 4 3 号 令和 4 年度恵那市一般会計補正予算（第 2 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; はい、お願いします。財産管理一般経費の 2 項 1 目、恵那病院の裏の産廃の撤去の関係ですが、3 月の全員協議会で撤去が完了したよということで報告を受けております。この一連の処分についての中で、弁護士さんを頼まなければいけなかった経緯を御説明いただきたいと思います。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 弁護士さんを頼まなければいけなかった経緯ですが、当初、発見と同時に国立病院機構のほうにも連絡を入れ、協議を申入れたわけですが、なかなか対応窓口がはっきりしていなかったということと、相手側のほうからも連絡がとれず、どういうふうな対応していくかという回答がなかなか得られなかったものですから、私どもとしても、なるべく早く対応していきたいということがありましたので、弁護士さんをお願いして、対応をしてきたというところであります。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; はい。報告がありました費用の中で、国立病院機構へ請求するという市が負担した分が 65 万円ほどありましたが、それ以外にこの弁護士費用の負担を求めているものなのか、教えていただきたいと思います。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; はい。国立病院機構のほうには、先ほど議員さん言われたように、費用の件については、65 万 1,266 円の方は納入をしております。弁護士の費用については、これはこちらが、そのように対応していくというふうに決めたものでありますので、この件については、国立病院機構のほうには請求をする予定はありません。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; はい。当事者責任ということになるかなということは思います。今後こういった問題が起きた場合、国立病院機構のほうは同じように対応してくれるということをおられたのか、その都度その都度という返事だったのか、そこら辺のことがわかれば教えていただきたいと思います。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 協議の中では、国立病院機構のほうは、今後のことについては明確な回答をいただけなかったです。私どものほうは、今後また、他に出てくる可能性もあるので、その

ときはまた同じような対応をしていただきたいという願いはしてきました。その件について、弁護士さんとも相談したんですが、なかなか今後のことについては、国立病院機構のほうも、前向きにやらせてもらおうという回答は得られないんじゃないかっていうような、御返事もいただいております。ですが、今後市としても、他のところで出てこないかということは、再度調査したいと思いますし、今後もし発見されれば、また弁護士さんと相談しながら、迅速に対応してまいりたいと思っております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; はい。お願いします。予算資料 4 ページの 3 款 2 項 3 目、こども園教育・保育推進事業費とそれから 3 款 2 項 4 目の教育・保育施設支援事業費でお尋ねいたします。これは今回、国の昨年度出された処遇改善によるものだとは思われますが、3 月議会のほうでも、3 月の補正予算のほうでも、こども園教育・保育推進事業に 216 万 2,000 円。そして、教育・保育施設支援事業費に 130 万円が計上されてるんですが、この辺の違いはどういうことか。新たに増えたのかどうということなのかをお尋ねしたいと思います。それと以前もお尋ねしたと思いますが、それだけのお金が各施設に渡されて、その中で、使われ方は、正規だけであるとか、非正規も含めてとか、そういうことは、それぞれで検討されることなんでしょうか、お尋ねいたします。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 保育士等処遇改善臨時特例事業は、国の経済対策において新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線の保育所等において働く保育士の処遇を改善するために、収入を 3 % 程度、月額で 9,000 円程度引上げる措置を令和 4 年 2 月から実施するとされたところです。このことを踏まえまして、保育士等の処遇改善を行う保育所等に相当の経費を補助するもので、議員御指摘のとおり、3 月の補正予算でも計上させていただきました。国の通知の時期から 6 月補正予算で対応させていただきますが、趣旨としては同じものでございます。使途としては、正規職員、非正規職員に関わらずに、そこの園に勤めてみえる職員であれば、同じように法人から処遇改善について措置をいただくということですので、お願いいたします。以上でございます。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; そのことについてお尋ねします。まず一つは 3 月補正で出されたものと、6 月補正まとめて、9 月までの処遇改善の費用ということで見えていいのでしょうかということ

が1点。それから、お願いはしているが、例えば指定管理のこども園だとか、私立の保育所なんかでは、どういう使われ方をしているのかということは別に市のほうからチェックと言うと変ですが、確かめることはしないのでしょうか。2つお願いいたします。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; この特例の補助事業は、本年の2月から9月までの措置でございまして、それぞれの法人で、処遇を改善していただくということになります。10月以降は、指定管理園と私立の園への運営費の中で、処遇改善分も反映されてくることになっています。それからもう1点、法人には賃金改善計画書を出していただいて、その計画に基づいて補助金を支出しております。補助金ですので、実績報告書をいただくわけですが、しっかり処遇改善がなされているかどうかということを確認したいと思っております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

3番委員。

3番委員 ; はい。すいません予算資料の5ページの、10款1項4目の問題についてお尋ねいたします。道徳教育パワーアップ実践校の決定に伴う実践事業の実施ということで、25万2,000円、そう大きい金額ではないんですが出されています。どのような、パワーアップ実践校、どのようなことをやられるのかということと、それから私よくわからないんですが、県支出金は24万9,000円で、この予算が25万2,000円というのがよくわからないものですから、お尋ねいたします。

委員長 ; 学校教育課長。

学校教育課長 ; はい。道徳教育パワーアップ事業について御説明させていただきます。これは道徳教育の充実、思いやりの心やふるさとを愛する心など、豊かな心を育む取組、このための研究事業でございまして、岐阜県下の小学校としまして長島小学校が実践校として決定されたという流れでございます。中身につきましては、講師を招いての活動、また、消耗品、郵便料等の通信費、これらが、実際の事業費になるわけです。今回この3,000円の差につきましては、今言った3項目等の予算を計上したときの、1,000円以下の端数によって、この3,000円の差が生まれていることとなりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

3番委員。

3番委員 ; すいません。DXがいろいろ進むということで、今回、みんなの勉強するための予算

がいろいろ組まれていますが、一つ、地域情報運営経費、2款1項10目についてお尋ねしたいと思います。298万4,000円ということで、ソフトバンクのほうから、職員が見えてやるってということなんです、ソフトバンクとは包括的連携協定をしているので、様々な事業はこれからはソフトバンクでやっていくってことで最初から決まっているのか、それともその事業に応じて、他の会社を使うこともありうるのかってということをお尋ねしたいと思います。またお願いする場合に、幾らでやりますからっていう話をしながらやっているのでしょうか。お願いいたします。

委員長 ; 情報政策課長。

情報政策課長 ; はい。ソフトバンクの人材派遣についてなんですが、全部ソフトバンクのほうに業務を依頼するというわけではなくて、情報政策課に席を設けたってことは市のためになるような事業を提案していただくだとか、そういったことで力を借りたいという思いで在籍していただいておりますので、必ず全ての事業をソフトバンクと契約するとか、そういったことではないです。あくまでも事業提案だったりだとか、市内の業者さんにつないでもらうだとか、そういったことで幅広くお知恵をいただくというようなポジションで考えております。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 今回に関しましてはソフトバンクを指定して、他のドコモだとかauだとか、そういうところの入札とか、確かめることなくソフトバンクってことで決定したんでしょうか。

委員長 ; 情報政策課長。

情報政策課長 ; はい。今、平林委員さんもおっしゃったとおりで、包括の協定の関係でここ2年ほど市の政策に関わっていただいております。というところで、様々な課題だとか、解決していかなきゃいけない問題だとかですね、市の状況もよくわかってみえます。そういった知識を生かしてもらいたい、即効性のある政策を打っていきたいというところで、ソフトバンクのほうにお願いをしています。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第43号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第43号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和4年第4回総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前10時22分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 中 嶋 元 則